

第 1 4 章 定期報告

(法第19条、第38条)

(定期の報告) ※宅造区域

法第19条 第12条第1項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

- 2 都道府県は、前項の報告について、宅地造成等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

(定期の報告) ※特盛区域

法第38条 第30条第1項の許可（政令で定める規模の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

- 2 都道府県は、前項の報告について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等若しくは土石の堆積の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

(定期の報告を要する宅地造成等の規模) ※宅造区域

政令第25条 法第19条第1項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第23条各号に掲げるものとする。

- 2 法第19条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。
- 一 高さが5メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500平方メートルを超えるもの
 - 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

(定期の報告を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模) ※特盛区域

政令第33条 法第38条第1項の政令で定める規模の特定盛土等は、第23条各号に掲げるものとする。

- 2 法第38条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、第25条第2項各号に掲げるものとする。

(定期の報告) ※宅造区域

省令第48条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(定期の報告の期間) ※宅造区域

省令第49条 法第19条第1項の主務省令で定める期間は、3月とする。

(定期の報告の報告事項) ※宅造区域

省令第50条 法第19条第1項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
ただし、第3号に掲げる事項については、2回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

- 一 工事が施行される土地の所在地
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 前回の報告年月日
- 2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 報告の時点における盛土又は切土の高さ
 - 二 報告の時点における盛土又は切土の面積
 - 三 報告の時点における盛土又は切土の土量
 - 四 報告の時点における擁壁等（法第13条第1項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況
- 3 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 報告の時点における土石の堆積の高さ
 - 二 報告の時点における土石の堆積の面積
 - 三 報告の時点における堆積されている土石の土量
 - 四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除去された土石の土量

(定期の報告) ※特盛区域

省令第78条 特定盛土等に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする

する者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(定期の報告の期間) ※特盛区域

省令第79条 法第38条第1項の主務省令で定める期間は、第49条に規定する期間とする。

(定期の報告の報告事項)

省令第80条 法第38条第1項の主務省令で定める事項は、第50条第1項各号に掲げる事項とする。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

2 特定盛土等に関する工事について、法第38条第1項の規定による工事の実施の状況の報告は、第50条第2項各号に掲げる事項について行うものとする。

3 土石の堆積に関する工事について、法第38条第1項の規定による工事の実施の状況の報告は、第50条第3項各号に掲げる事項について行うものとする。

(定期の報告)

細則第7条 法第19条第1項又は法第38条第1項の規定による報告は、様式第5号の宅地造成等に関する工事の定期報告書により行わなければならない。

〈解説〉

1 定期報告の概要

許可を受けた者は、その計画が政令で定められた規模の工事に該当する場合は、工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を、定期的に報告する必要があります。都市計画法に基づく開発許可によるみなし許可の工事も、定期報告を要する工事の規模の場合は、定期報告をする必要があります。

定期報告は、許可を受けた時点から、3か月ごとに行う必要があります（休止中の工事、着手前や準備工などの現場が動いていない場合でも定期報告は必要です。）。

なお、許可を受けた時点から3か月を超えない期間内に工事が完了する場合には、定期報告は必要ありません。

報告時期は前回報告から3か月以内に行う。

2 定期報告を要する工事の規模

定期報告を要する工事の規模は、政令第25条、第33条に規定されており、具体的には次のとおりです。

表1-14-1 定期報告を要する工事の規模

対象の工事	工事の規模
土地の形質変更	①盛土高2メートル超の崖を生ずるもの ②切土高5メートル超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い高さ5メートル超の崖を生ずるもの（①、②を除く） ④盛土高5メートル超となるもの（①、③を除く） ⑤盛土又は切土する土地の面積が3,000平方メートル超となるもの（①～④を除く）
土石の堆積	①最大時の堆積高5メートル超かつ面積が1,500平方メートル超となるもの ②最大時に堆積する面積3,000平方メートル超となるもの（①を除く）

3 定期報告の報告事項等

定期報告は、定期報告書（細則様式第5号）を用いて、工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して報告する必要があります。

定期報告書に記載する事項は以下のとおりです。

表1-14-2 定期報告書に記載する事項

対象の工事	記載する事項
共通	①工事が施行される土地の所在地 ②工事の許可年月日及び許可番号 ③前回の報告年月日（二回目以降の報告時）
土地の形質変更	④報告の時点における盛土又は切土の高さ ⑤報告の時点における盛土又は切土の面積 ⑥報告の時点における盛土又は切土の土量 ⑦報告の時点における擁壁等の施行状況
土石の堆積	④報告の時点における土石の堆積の高さ ⑤報告の時点における土石の堆積の面積 ⑥報告の時点における堆積されている土石の土量 ⑦前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量（二回目以降の報告時）